

令和3年3月4日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年3月4日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集いただきまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和3年第1回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

最近はやの時間が段々長くなって来て、もう春に向かって季節が移り変わっているということを感じているこの頃であります。また、新型コロナウイルスのワクチンの接種にいたしましても今、医療従事者の方から順次ワクチンの接種が始まったところがあります。この4月の中旬ぐらいからは、65歳以上の高齢者の方に接種が始まり、また、そののち、基礎疾患のある方、また、16歳以上の方々への接種が始まってまいります。しかし、これで収束した訳ではありません。私どもは3密を防ぐこと、そして手指消毒の励行、マスクの着用など新たな生活習慣に馴染んでいくということを常に忘れないでそのような行動をしていくことが大事だと考えております。今日はそういう中におきまして、今日から3月議会が始まります。議員の皆様方におかれましては、日々住民の生活の向上のため、幸せの向上のため、そして町の発展のために日々議員活動にご精励のことだと拝察をいたしております。どうかこの3月議会が有意義な議会となりますことを心から期待をして冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和3年第1回多度津町議会定例会は成立をいたしました。

これより、第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 門 秀俊 君、10番 古川 幸義 君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

本定例議会における会期の件でございますが、本日3月4日より3月18日までの15日間とし、詳細については議長の方でお諮りをお願いいたします。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より3月18日までの15日間とし、日程については3月4日、本日ですが、提案説明、5日、金曜日から7日、日曜日、休会、8日、月曜日、一般質問、9日、火曜日、一般質問、10日、水曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会、11日、木曜日、総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会予備日、12日、金曜日から17日、水曜日まで休会、18日、木曜日、議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が12名となっており、8日、月曜日は、通告順で1番から6番まで、9日、火曜日は、通告順で7番から12番までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月18日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況報告及び令和2年度定期監査結果報告を受けております。

報告は、タブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略いたします。

次に、去る2月24日に開催されました香川県町村議会議長会定例総会におきまして、小川 保 君、村井 保夫 君、金井 浩三 君の3名に、10年以上在籍の自治功労者として香川県町村議会議長会表彰の伝達がありました。

ここに、報告を申し上げるとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思います。

小川 保 君、村井 保夫 君、金井 浩三 君、前の方へお進み下さい。

表彰の伝達

議長（村井 勉）

次に委員長報告を行います。

最初に、2月16日に開催されました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長 金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長(金井 浩三)

皆さん、お早うございます。

総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会結果報告について。

令和3年2月16日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果を下記のとおり報告する。

審議事項、議題1. 指定管理者制度について。

審議結果、議題1. 指定管理者制度についての説明があり、これに対して委員より、

一つ、堀江公園では若者が夜間にバスケットボールをしたり、夏期にはテントを張って野外宿泊しているのを見かけるが、管理運営上どうなのか。公園管理者としてテント泊や火気の厳禁とかを注意事項として指示していないのか。

一つ、堀江公園のテニスコートがひび割れしているが、改修する予定はないのか。

一つ、全ての施設が老朽化しているので、健全な運用のためには場当たりのやり方ではなく、計画的な改修をしてもらいたい。また、議会にもその計画を示してもらいたい。

一つ、中央公民館の外壁は剥離した部分を落とす工事だけをして危険な状態のままになっているが、打ち落とした以外のコンクリート部分が地震で落下することもあると考えられるので、建築士の意見を聞いてきちんと工事するべきではないのか。また、建て替えるまでは通行制限をかけるなどの危険を排除する措置をお願いしたい。

一つ、町民会館には駐車場が不足しており、第2駐車場からは遠くて通行に危険があるので、迂回路の検討はできないのか。また、横の川沿いの道を駐車場にできないのか。

一つ、町民会館の指定管理料の中には、維持管理費が入っているのか。雨漏りがひどいのは理解しているのか、また、トイレの洋式化の計画はあるのか。

一つ、スポーツセンターのトイレは綺麗になっているので、良い洗剤を用意して掃除をしてもらいたい。また、湯沸し室も定期的に掃除をしてもらいたい。

一つ、公民館の設置目的に社会福祉の増進とあるが、その範囲はどういうことか聞きたい。

一つ、資料館前にカーブミラーの設置はできないのか。また、シルバー人材センター南の町有地を資料館の駐車場にはできないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、堀江公園では付近住民からの苦情もあるので、夜間利用での照明施設はつけておらず、昼間の利用をお願いしている。堀江公園は夜間利用やテントの設営、火気の使用を認めている公園ではないので、確認をした上で検討したい。

一つ、堀江公園のテニスコートのひび割れについては、今後検討していく。

一つ、多くの施設が老朽化しており、計画的な修繕は財政的な制約があるので難しいが、安全性や緊急性を勘案しながら効果的な改修を進めるように対応したい。修繕箇

所を洗い出したあと優先順位を決めて、財政状況を見ながら改修することになるので、計画は議会にもお示ししたい。

一つ、中央公民館の外壁が落下する事例が発生したので、緊急的に剥離部分を打ち落とす工事をしたものであるが、将来的に建て替える計画もあり多額の予算がかけられないので最低限の対応になっている。

一つ、町民会館の駐車場は狭いのでJRと土地の交渉をしたが、まとまらなかった経緯もあり、第2駐車場からは山本医院の裏を通って、旧の中国銀行裏の道を通るようにしてもらっている。川沿いの道は町道認定しており、臨時的な措置で駐車場としている。

一つ、町民会館の維持管理についての大規模工事は教育課が所管しており、20万円までの工事や修繕は指定管理の中に入っている。雨漏り工事の要望は承知しており、トイレの洋式化は財団と協議して整備していきたい。

一つ、公民館の目的のひとつは地域に根差した社会教育活動であり、各種講座・芸術展・文化祭や交通教室などを行っている。

一つ、資料館前には、カーブミラーは既に付けている。シルバー人材センター南の町有地は、交差点の直近で危険なので駐車場としては不相当と考えている。

以上のような答弁があり、議題1.指定管理者制度については、本連合審査会として原案を了承した。

またその他として、執行部より1件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

お諮りいたします。

2月16日に行われました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の委員長報告は、了承することに決定致しました。

次に、2月16日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の

報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長 尾崎 忠義 君。
建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

皆さん、お早うございます。

令和 3 年 2 月 16 日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項、議題 1. 第 8 期介護保険料（案）についてであります。

審議結果、議題 1. 第 8 期介護保険料（案）についての説明があり、

これに対して委員、傍聴議員より、

一つ、介護保険料の算出で収納必要額を 3 年間の被保険者の延べ人数で割って、保険料基準額を算出したとあるが、保険料収納率 98.63%で割るというのは、不足分を納めた人が負担をする互助的な考え方と捉えて良いのか。

一つ、毎回の改定ごとに介護保険料が上がって大変だという住民の声があるが、滞納者数と滞納額を教えてもらいたい。また、収納率が 98.63%というのは、滞納を見込んだ設定なのか。

一つ、要介護や要支援の人が入る施設がない状態で、本町における介護を受けたい人の待機人数は何人なのか。

一つ、今後も介護保険使用率が増加する中で、国保や後期高齢者医療でも重症化予防として国が予算を出している状況なので、介護保険を抑制するために町単位で重症化予防に取り組む考えはあるのか。

一つ、65 歳以上の人は文科省の新体力テストを受けて自分の体力を知ってもらって、介護年齢を引き上げたり、高齢者の自立年齢を引き上げていく施策をしてはどうか。

一つ、フレイル予防についてはチェック項目だけで、次の段階はできてない状態であり、介護保険料が上がることは仕方のないことであるが、抑制する努力をすることが行政として大事なので、検討するようにお願いしたい。

一つ、3 ページの介護保険料と介護給付費の推移額と 5 ページの介護保険料算出の概要見込額の関連性を説明してもらいたい。

一つ、介護保険料はいくら上がるのか、据え置きはできないのか。1 億円を積み立てて残すという話があるが、どうなのか。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、介護保険会計の保険料算出には、必要額を徴収するための安全性を考えており、互助的なものになっている。

一つ、保険料算出の収納率 98.63%は、現年度分と滞納分を合わせた数字であり、本年度分の収納率は 99.56%で、ほとんどの人は納めている。調定額が 5 億 1 千万円程度の中で未納となるのは、200 万円から 300 万円程度の状況である。

一つ、介護を受けたいけれども受けられない人はいないと思われ、施設に入りたくても入れない待機者は平成 30 年度には 36 名であったが、その後、2 施設が新設され

たので、待機者は減っていると思われる。

- 一つ、次期の地域支援事業の介護予防における重点的取組は、一般介護予防事業では地域で地域の人達を支えるために高齢者に対するポイント制の有償ボランティアでの移動支援を計画しており、高齢者とボランティアが共に介護予防になるものを社会福祉協議会と協議している状況である。
- 一つ、国は特定健診の結果を用いて介護予防教室等を活用するなどして高齢者医療と介護予防の一体化で重度化を防ぐことを進めているので、本町においても保健師を確保して計画を立てて、早急に実施できるように考えている。
- 一つ、平成 30 年度から要支援のデイサービス費と訪問介護サービス費が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費になった関係で、以前からの資料との整合性を取るために給付費として1本化して表示したものであり、5 ページの標準給付費見込額 23 億 3,136 万 6 千円と介護予防・日常生活支援総合事業費 1 億 622 万 9 千円を合計したものが、3 ページの介護給付費 24 億 3,759 万 5 千円となっている。
- 一つ、過去には介護保険料を据え置いたこともあったが、そのあとには千円という大幅な値上げになった事例がある。少しずつ上げるのがいいか、大幅に上げるのがいいかという議論もあるが、そういったことを考慮して今回は 250 円上げて 3 年間、様子を見るということをお願いしたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議題 1. 第 8 期介護保険料（案）については、委員会として原案を了承した。

またその他として、執行部より 1 件の報告があった。

以上で終わります。

議長（村井 勉）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

お諮り致します。

2 月 16 日に行われました建設産業民生常任委員会の委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会の委員長報告は了承することに決定致しました。

日程第 4. 令和 3 年度施政方針について、であります。

町長の発言を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、ここに令和3年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策及び令和3年度予算の概要についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、一言述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在も全国的にウイルスに感染した方の確認が続いており、依然として厳しい状況でございます。

この新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方に対し、心からご冥福をお祈り致しますとともに、ウイルスに感染された方やその家族の皆様にお見舞い申し上げます。

また、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下で、医療対応に当たっておられる関係者の皆様や保健所や介護施設の従事者の皆様に、深く敬意を表すものでございます。

私たちが再び安心して暮らしていくためには、国や自治体、医療機関、国民をあげて、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種をはじめとした感染拡大防止対策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に取り組んでいく必要があります。

議員各位並びに町民の皆様には、引き続き、式典や行事の縮小・中止といった町の取組に対しご理解を頂きますとともに、皆様それぞれの生活の上におかれましても、マスク着用や手指衛生、3密回避など、「感染しない・させない」取組に、ぜひともご協力頂きますようお願い申し上げます。

私は、新年度を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめ、相次ぐ自然災害や少子高齢化の急激な進展によって、社会やひとの暮らしのあり方・価値観が大きく変化していく中において、改めて初志貫徹の思いのもと、自らの目で課題の本質を見極め、将来を見据えた町政運営に全力で取り組んでまいりたいと覚悟です。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和3年度の我が国経済は、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれております。

地方財政計画では、地方税は前年度比7.0%減の38兆802億円、地方交付税は前年度比5.1%増の17兆4,385億円、臨時財政対策債は前年度比74.5%増の5兆4,796億円が見込まれております。

このような背景のもと、本町の令和3年度の予算編成にあたっては、現在施工中の庁舎建設等整備事業に係る経費を計上するとともに、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第6次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算、及び町民生活に必要な行政サービスの経費について重点的に予算化したところであります。その結果、令和3年度の一般会計予算総額は130億9千万円、前年度との比較で35.4%の増額となっております。また、特別会計全体では、

前年度比 4.8%増の 68 億 3 千万円強、全会計合計では、前年度比 23.1%増の 199 億 2 千万円強となっております。

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の 1 点目と致しましては、「移住・定住の促進」であります。

本町では、昨年度に策定した「第 2 期たどつの輝き創生 総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキをつくる」「たどつとツナガル人を増やす」「たどつにスミタイ人を増やす」「たどつのミライに向けて挑戦する」の 4 つを基本目標に、各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでおります。

本町の将来的な人口減少を少しでも和らげるため、空き家バンク登録物件の改修費補助や移住者に対する家賃補助等を継続するとともに、新たな取組として新婚世帯に対し、新生活の円滑なスタートアップを支援してまいります。

移住・定住の促進を目指し、「多度津町タウンプロモーション事業」において官民協働組織「まねきねこ課」が「たどりつく多度津」をコンセプトに進めている、多度津町の「魅力づくり」と「情報発信」を今後とも支援し、多度津町の認知度向上と関係人口の創出に繋げるとともに、官民協働によるまちづくりの推進を図ってまいります。

また、ヒト・モノ・カネの面で、地域の中と外を繋ぐことにより、本町の持続的な発展を目指す「まちづくり公社（仮）」の設立についても更に検討をすすめ、実現に向けた歩みを着実に進めてまいります。

2 点目は、「子育て支援の充実」であります。

昨年度に策定した「第 2 期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を基本理念に、地域と一体となって子育てしやすい町づくりを進めてまいります。

保育所につきましては、今年度より実施している「保育士就職一時金」とともに、新たに保育士確保対策補助を行うことで保育士の確保を支援し、保育所の待機児童解消に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、今年度より香川県作業療法士会の協力を得て「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しておりますが、引き続き、放課後児童クラブにおける保育環境の充実に努めてまいります。

さらに、幼稚園の預り保育事業につきましては、預り時間の延長など事業の拡充を図ってまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、今年度末を目途に「多度津町児童虐待防止対応マニュアル」を作成し、児童虐待防止をより推進してまいります。

さらに、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境や経済状況の急激な変化がある中で、安心して出産及び育児ができるよう、子育て家庭へ給付金を給付致しました。今後とも必要に応じ、現状に応じた最善の対策を講じてまいります。

3点目は、「多度津駅周辺開発整備」であります。

JR多度津駅周辺につきましては、立地適正化計画及び都市再生整備計画に基づき、将来にわたって多度津町の中心的な拠点となるよう、子どもから大人まで幅広い世代にわたって集える地域を目指して、事業を進めてまいりたいと考えております。これまでに東西を繋ぐ幸見通り跨線橋にエレベーターを整備し、バリアフリー化を行いました。また、「多度津駅周辺地区の活性化に関する条例」に基づいた「多度津駅周辺開発整備等推進計画」を踏まえ、官民連携による駅前広場デザイン会議を開催し、そこでの議論を基に多度津駅周辺地区駅前広場等の基本計画・基本設計を行っております。今後、用地取得等を行っております駅周辺の道路整備に継続して取り組むとともに、多度津駅の利便性向上及び駅周辺の賑わいを生む質の高い空間整備、さらには、コンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業に取り組んでまいります。

4点目は、「新庁舎の整備」についてであります。

現庁舎及び福祉センターは施設の老朽化に加え、大地震発生時の津波浸水想定区域に立地していることから、町民の皆様の利便性や行政事務効率の向上はもとより、災害対策機能の確保の観点から、津波浸水想定区域外である駅東側の町有地に新庁舎をホール棟との合築により、町民の皆様にとって分かりやすく、明るく開かれ、憩いの場となり、また町民の命を守れる庁舎となりますよう、整備を進めております。

平成29年11月に新庁舎整備基本構想、平成30年8月に新庁舎整備基本計画を策定し、それらを踏まえて令和元年10月に新庁舎建設基本設計、令和2年7月に新庁舎建設実施設計を完了し、同年8月に新庁舎等建設工事の請負契約を締結しているところですが、今後、令和3年度末の竣工、令和4年度のできる限り早い時期の開庁を目指して建設工事を推進してまいります。

続きまして主要施策について、第6次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の1点目は、「生活者視点の暮らしやすいまちづくり」であります。

まず、健やかに暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年2月に「多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、その本部会議において日々刻々と変化する状況に対し、国や県の動向を注視しながら、その対応について協議し、県や関係機関と協働のもと、感染拡大防止対策に努めてまいりました。

今後とも引き続き、随時、町広報誌や町ホームページ、メール、SNSでの発信や自治会回覧、地区組織活動等の会議で感染症に関する最新の情報を提供するとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整え、町民の皆様が安全に安心して生活ができるよう感染拡大防止対策に努めてまいります。

また、「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民、地域、関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり健康

で豊かな生活が送れるよう「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。

がん検診受診率向上対策として、引き続き、節目年齢の方の無料がん検診を実施するとともに脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など関係機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症等による受診控えを防ぐため、徹底した感染防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後も経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、町と県が保険者となり運営を行っており、被保険者の減少・一人当たりの医療費の増加が進む中で、レセプト点検の徹底及び医療費通知の送付による適正な受診の促進等を着実に実施し、医療費全体の削減を目指し、県と連携して健全な運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、引き続き、特定健診の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療や生活習慣病重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、被保険者や医療費の増加により、厳しい財政運営が懸念されますが、香川県後期高齢者医療広域連合や県、他市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、医師・看護師の継続的確保と診療所設備・医療機器の修繕・更新を行いながら、適正な維持管理に努めてまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や、年金相談の充実を図ることで加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、適切な感染防止対策を講じた上で、引き続き、公民館においては住民のニーズを把握し公民館講座の充実及び支援を行い、図書館においては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど誰もが安心して快適に学習ができるよう環境の改善に努めます。また、生涯学習に関する各種推進計画の見直しについても今後とも協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの行事が中止となりましたが、来年度は各種ウォーキングイベント、チャレンジデー、体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業や来年度に延期された東京2020オリンピック・パラリンピックへの取組を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢みて競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

次に、子育てをしやすい環境づくりであります。 「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き、“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を実現するため、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育ての応援、子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりに向けて、計画の推進を図ります。

幼児教育無償化により、保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整いましたが、一方で、保育ニーズが高まったことによる待機児童問題につきましては、今年度より新たに保育所へ就職された保育士に対し、一人10万円の「保育士就職一時金」の交付や保育士業務の負担軽減を図る補助事業を行っているところですが、新たに保育士確保対策補助を行うことにより、保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができるよう、保育所と連携・協力を図ってまいります。

小学生のいる世帯への就労支援につきましては、昨年度、四箇校区と豊原校区に放課後児童クラブを新設し、すべての小学校区において全学年の利用を開始致しました。今年度より香川県作業療法士会の協力を得て「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで、子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。今後とも放課後児童クラブでは安全性に配慮しつつ児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターにおいて、専任保健師や助産師、保育士等が、安心して安全に出産・育児ができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、今年度は保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備のため、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭、受療等により乳幼児の保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を保育する「一時預かり事業」を開始しております。来年度は開設日を拡充し、その他の子育て支援に関する事業とあわせて広報周知に努め、利用促進を図ってまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、本町においても昨年度乳児への児童虐待事案が発生したことを受け、今年度、これまでの支援のあり方の振り返りを行い、課題を整理し、再発防止策を検討してまいりました。それらの検証を踏まえ、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら有機的に連携できるよう、今年度末を目途に「多度津町児童虐待防止対応マニュアル」を作成し、今後も児童虐待防止を推進してまいります。

さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境や経済状況の急激な変化がある中で、安心して出産及び育児ができるよう、特別定額給付金の対象とならなかった乳児の保護者に対し「多度津町出産育児応援特例給付金」を、また、臨時休校や保育所の利用自粛要請が行われ、子育て家庭への影響が大きかったことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する目的で「多度津町新型コロナ対策子育て支援給付金」を給

付致しました。今後とも必要に応じ、状況に応じた対策を講じてまいります。

次に、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりであります。地域福祉計画・自殺対策計画に基づき、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会・民生委員児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組み、年齢や障害の有無に関わらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指すとともに、来年度は、計画を見直し成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画を追加する予定にしており、地域福祉の一層の拡充に努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、今年度、障害福祉計画と障害児福祉計画の見直しを行い「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに生きる多度津」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

ひきこもり支援につきましては、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」をプラットフォームとし、支援への気運醸成を図るとともに、支援体制や状況について情報共有してまいります。

また、支援対象者の実態やニーズの把握など当事者にきめ細やかに寄り添うための多度津町独自の相談窓口を開設し、県と連携し、相談体制の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、急速に進む高齢化への対策として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、生活支援コーディネーターを中心とする「たどつ支え合い笑顔の会」が、支え合いの体制づくり推進を目的に活動しております。なお、各小学校区においては、地域のコーディネーターを中心に、より地域の実情に合った支え合いを目的とする活動体制を整備しております。また、各地区の共通課題である移送問題に対し、運転ボランティアを養成し、課題解決に向け、運営方法等を話し合い取り組んでまいります。相互に支え合う互助の精神のもと、地域のみんなでつくる助け合いのまちづくりが、より一層進展するよう努めてまいります。

また、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を目的に認知症初期集中チームを設置しており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるまちを目指してまいります。

さらに、高齢者が認知症等により行方不明になった時に備え、おもいやりSOSネットワークを構築しており、今後とも模擬訓練の実施等により、更なる整備、普及啓発に努めてまいります。

次に、環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年6月に策定した「第2次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民、事業者、各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。また、一般廃棄物の処理につきましては「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進し、ごみ処理業務の効率化を図るとともに、ごみ

の発生抑制、再使用、再生利用を行う3R運動を推進し、更なるリサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。

野良犬や野良猫の対策につきましては、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和のとれた共生社会を目指してまいります。

墓地・火葬場の整備検討につきましては「町営墓地」は清掃業務委託により、また、「地域墓地」は地域墓地管理団体への運営補助により「町営・地域」両墓地の適正な維持管理に努めてまいります。なお、火葬場につきましては長期修繕計画に基づき定期的な主要設備・機器等の点検を継続していくことにより、施設全体の適正な維持管理に努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安心・安全で美しいまちづくり」であります。

まず、水を大切にすまちづくりであります。水道事業は広域化により県と8市8町で構成する香川県広域水道企業団に引き継がれておりますが、構成団体として今後も将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給されるよう、企業団と連携してまいります。

次に、自然と調和した生活環境づくりであります。来年度、新たな公園施設として県道多度津丸亀線沿いに「道福寺公園」の整備を行ってまいります。周辺地域はもとより多くの町民の皆様に多目的に利用頂ける、多世代が交流できる公園を目指し、災害時の避難場所などの防災面も視野に入れて整備を進めてまいります。また、公園及び緑地や水辺につきましては、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るため、広報やホームページ等を活用した啓発活動を行ってまいります。また、今年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、既存施設を適切に維持管理していくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めてまいります。また、地方公営企業法の適用に向けた取組を進め、経営の安定化や透明性の確保のため、適正な使用料の検討や持続可能なストックマネジメントの推進に努めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、引き続き雨水幹線の整備を計画的に進めてまいります。また、ポンプ施設につきましては、ストックマネジメント計画等に基づき、計画的に更新工事を進め、雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等に

よる周知に努め、単独浄化槽や汲み取り便所から合併浄化槽への早期転換を促進してまいります。

地球温暖化対策につきましては「多度津町第4次地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き本町施設における温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。また、本町は環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）に賛同しており、低炭素型社会の実現に向け町民や事業者への情報発信を積極的に行うとともに、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度の継続や緑のカーテン事業の促進に努め、国の2050年カーボンニュートラル宣言に伴う動向を注視しながら、地域における地球温暖化対策を図ってまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。消防体制の強化につきましては、消防車両や資機材の計画的な更新整備と水利計画に基づき消火栓や防火水槽の整備を図りながら消防力の充実強化に取り組んでまいります。また、火災防ぎょ訓練や救助訓練などの各種訓練を計画的に実施することにより、消防技術の向上に努めてまいります。併せて、消防団・女性防火クラブと協力して「住宅用火災警報器」の普及促進の啓発活動を継続し、自治会をはじめとする各種団体には、初期消火・通報・避難の訓練指導や防火講習会を通じて、防火意識の高揚を図ってまいります。また、地域防災の中核となる消防団に対しましては、資機材や消防屯所の整備、更には訓練により消防技術の向上を図り、活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

一方、救急業務につきましては、救急救命士を計画的に育成し、救命士資格取得後も継続して再教育を行うなど関係機関と連携して救命士の資質の向上と救急業務の高度化を推進してまいります。

また、定期的に救命講習会や応急救護指導を実施して、広く住民に応急手当の普及啓発を図るとともに、急速な高齢化の進展のもと増加傾向が続く救急出動業務についても安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報誌などで住民に「救急車の適正利用」の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

更には、丸亀市・善通寺市と共同運用を実施している「消防通信指令業務」につきましては、大規模災害時や救急事案の重複時などの際に相互に応援体制を取ることが可能となり、今後とも連携・協力による応援体制の推進に努めてまいります。

防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害・浸水等の水害、地震など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、各小学校区における防災訓練を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。併せて、今年度において金倉川の最大規模の洪水浸水想定を反映したハザードマップについて、今後も最新の災害想定に合わせて更新し、町民の皆様へ周知啓発することにより防災意識の高揚を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図り、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、災害発生時には、防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用し、町民への避難勧告等の情報伝達に取り組むとともに、大地震発生時に多数の避難者を受け入れることとなる避難所に、順次計画的な備蓄品の整備及び更新を図ってまいります。

水防対策についてですが、今年度において桜川排水機場の水門及びポンプ運転自動化整備を完了しておりますが、引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに県と連携し、実施した桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に、計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。今後とも県と協議しながら、桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進し、近年増加している高齢者が関係する事故の抑止を図るとともに関係機関や団体等と密接な連携による啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚及び交通マナーの向上を図ってまいります。

次に、快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散やスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型町づくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」やJR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備と致しまして、引き続き、さぬき浜街道や県道多度津丸亀線の早期完成へ向け、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査の結果に基づく整備路線計画を策定し、計画的に進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部分の整備促進や町道部分についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、空き家の現状調査の結果を踏まえ策定した「空き家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として多度津町老朽危険空き家除却補助事業を引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備充実につきましては「多度津町町営住宅長寿命化計画」で策定した維持管理計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図るとともに人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、適正な維持管理及び計画的な建替事業を推進してまいります。

離島振興につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に

継続して取り組むとともに「島しょ部航路運賃助成事業」や「離島救急患者搬送費補助事業」、今年度より新たにスタートした「離島傷病者救急輸送業務」の民間委託、島民の高齢化により維持管理が難しくなっている島の環境整備など各種の支援事業を実施してまいります。

また高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定のPRイベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。基本政策の3点目は、「活気にあふれた魅力的なまちづくり」であります。

産業の振興・経済の活性化であります。まず農業につきましては、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に農林水産物の輸出力強化と高付加価値「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり等の数々の施策を推進するとの方針が示されています。

また、水稻の生産については昨年産の主食米から、従来の「生産の目安」に代わり、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づく生産に変更となっています。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては農業振興地域整備計画に基づき、単独県費補助事業や農振農用地外の施設整備に係る単独町費の補助制度に基づく事業を推進するなど引き続き、農道や水路等の施設改修を進めてまいりますとともに県営地域ため池総合整備事業によるため池の整備を図ることにより農業生産の確保を念頭に農用地区域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、多面的機能支払制度をはじめとする日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、新たな取組として「イノシシ講習会」の開催や多度津高等学校と連携した箱わな製作を行います。また、丸亀・善通寺両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲駆除に努めるとともに効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

オリーブにつきましてはオリーブ生産拡大事業を活用し、栽培面積の拡大を図るとともに

にブランド農産物としての6次産業化を促進するため、加工設備への補助をはじめ商品開発や販路開拓などへの支援を行なってまいります。

水産業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の減少、また漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業やカキ等の養殖事業及びマダコ・キジハタ等の稚魚放流事業並びに海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、さらに「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めるとともに白方漁港西側の海岸には防災上の観点から、引き続き、高潮対策工事を行ってまいります。淡水魚につきましても養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている町内の企業や事業者に対する支援及び景気回復のための施策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。

また、新工場の設立・先端設備の投資に対する助成措置や農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業を通じて商品の高付加価値化を図ることにより、町内企業の生産性の向上と販売力の強化を目指してまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関と連携しながら、個別相談やセミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに多度津町創業支援補助金制度により、開業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、定住自立圏域で実施するインターンシップ事業への町内企業の積極的な参加を呼びかけるほか、ハローワークによる出張職業相談会を引き続き実施するとともに近隣の大学・高等学校へ企業紹介パンフレットを用いた町内企業の魅力発信を行ってまいります。

また、消費者行政の取組としましては、年々増加する特殊詐欺に対し、関係機関と連携し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として人の移動が大きく制限され非常に厳しい状況にありますが、今年10月から12月の3ヶ月間、四国4県とJRグループ等が協力し展開する国内最大級の観光キャンペーン「四国デスティネーションキャンペーン」が開催されます。

四国での開催は2017年春以来、約4年ぶり6回目の開催となり、昨年10月には、キャンペーンに向けた「全国宣伝販売促進会議」が高松市で開催され、全国の旅行会社に観光地等のPRを行っております。引き続き、キャンペーン期間中の本町への誘客に向けて、準備を進めてまいります。

また、観光パンフレットの随時更新や町観光協会と連携したホームページ等による情報

発信を行い、閲覧者がより興味を持ち、本町への誘客効果が現れるよう努めてまいります。

さらに、「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による多度津町への来訪者の増加、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。まず、新型コロナウイルス感染症対策として、適切な感染防止対策を講じた上で、子どもたちの健やかな学びを最大限保障し、教職員等の健康にも留意した対応をとってまいります。

また、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、決定した基本方針に基づき、先行して実施する幼稚園の適正配置について、より具体的な検討を行ってまいります。

一方、望ましい教育環境の確保につきましては、今年度、GIGAスクール構想により整備したネットワーク環境や1人1台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化し、資質や能力が一層確実に育成できる教育を実現できるよう取り組むとともに、これまで教職員が徴収・管理していた学校給食費を町が徴収・管理する公会計へ移行することにより、教職員の業務負担軽減や働きやすい環境の整備を図ります。

また、幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うために各種支援員等を継続配置するとともに、心の問題への対応としてスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいります。併せて、悩みを抱え不登校となっている児童・生徒に対しては、教育支援センターでの活動を通して自立を促し、学校に復帰できるよう指導・支援してまいります。さらには、日本語が十分でない外国にルーツをもつ児童のために日本語教室を引き続き設置し、対象児童の日本語に対する困り感の解消に努めてまいります。

また、幼稚園においては魅力ある幼稚園を目指し、預かり保育事業について3歳児の受入れや預かり時間を18時まで延長するなど事業を拡充し、待機児童の解消等の子育て支援の充実に努めます。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行の低年齢化・広域化・深夜化に対応する早期発見や健全な社会環境づくりの推進に努めてまいります。

また、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった小学校の児童と地域の方々・高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」につきましては、心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育てるためにも実施し、成人式につきましては、延期となった今年度分と来年度分の2回実施することとなりますが、いずれの成人式についても新成人の安全を確保した上でプロジェクトチームを組織するなど新成人の気持ちに寄り添いながら、新成人として

の自覚を高める式典となるよう工夫してまいります。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により規模を縮小して実施しましたが、来年度は魅力ある体験活動を実施するとともに、教室開催日数等の拡充を図ってまいります。

次に、地域に根ざした文化芸術の創造と振興であります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において、適切な感染防止対策を講じた上で様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では地域の方々の学習活動の発表の場としての文化祭を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、歴史と伝統の魅力あふれる多度津の紹介ができるよう、テーマの設定と企画展の開催を目指してまいります。

また、合田邸をはじめとする本町に残る歴史的な町並みにつきましては、調査によって得られた歴史的な価値などの成果を活用し、住民の皆様方のご意見をお伺いしながら、伝統的町並みや古民家等の保存と活用の方策についての検討を進めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての協議・調整を続けてまいります。

次に、多様な交流の促進であります。空き家等を活用した地域創生事業補助によって空き家・空き店舗の改修及びイベント開催に伴う費用の補助を行うことで、地域内外における交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めてまいります。

また、多度津町タウンプロモーション事業の中で「まねきねこ課」並びに実行委員会を中心に実施されている「たどつ桜たんプロジェクト」などの取組についても、交流人口の増加に繋がるものとして継続的に支援してまいります。

次に、昨年7月に2名の地域おこし協力隊員を任命し、1名はオリーブを中心とした農業振興、もう1名はイノシシ対策を含めた離島の活性化に取り組んでおります。引き続き、地域おこし協力隊員とともに継続した活動や新しい企画にもチャレンジしながら、更なる地域力の維持及び強化を図ってまいります。

児童生徒の地域間交流体験活動につきましては、来年度、スポーツ少年団と子ども会が富山県南砺市福野地区との交流を予定しており、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

また、小・中学生の学校現場での国際交流につきましては、引き続き、外国語指導助手・日本人英語指導員の協力を得ながら、外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに小学校においては、今年度から外国語が教科化されたことから、今年度と同様に中学校の英語科教員も加わりながら、外国語活動を推進してまいります。

次に、コミュニティを軸とした協働のまちづくりであります。協働のまちづくりの推進につきましては、町政報告会や対話集会、町政モニター連絡会などあらゆる機会を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに地元の各種団体と協力しながら町の活性化に取り組んでまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第 14 条において「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や現在、改定作業を行っております「第 4 次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消に取り組んでまいります。また、今年度仲多度郡 3 町が合同で実施致しました「人権・同和問題に関する意識調査」の分析結果も踏まえ、新計画等と併せて施策に反映させることで、更なる町民一人ひとりの人権が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、今年度新たに定めた「多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱」により、性的少数者の方々にも暮らしやすい社会づくりを目指してまいります。

男女共同参画の推進につきましては「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や現在、改定作業を行っております「第 3 次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携し、男女共同参画社会形成のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行財政改革の推進につきましては「行政改革実施計画」に基づき、事務・事業について定期的に点検・検証を行いながら、計画的に行財政改革を進めてまいります。

また、行財政課題や町民ニーズに的確に対応できているか、町政の重点施策が積極的・効率的に推進できているかなどについて検証し、「第 6 次多度津町総合計画 後期基本計画」の見直しを行うとともに各部門の事務移管や組織の見直し等の検討を重ねながら、更なる住民サービスの向上を図ってまいります。

健全な財政運営の確立につきましては、令和元年度決算における実質公債費比率は前年度から 1.0 ポイント増加して 10.5%となりました。将来負担比率は前年度から 18.1 ポイント増加して 152.7%となりましたが、今後大型事業実施に伴い、さらなる増加が見込まれることから、事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営に努めてまいります。

また、ふるさと納税推進事業につきましては制度の趣旨に沿いながら、地域経済の活性化及び健全な財政基盤の確保に寄与するよう、新たな返礼品の開拓や宣伝広告を行うことなどにより、より一層の推進を図ってまいります。また、企業版ふるさと納税につきましても制度に関する情報を積極的に収集し、引き続き制度の活用を検討してまいります。

次に、広域行政の推進につきましては定住自立圏域内の連携をさらに深めながら、社会情勢の変化や多様化している広域ニーズに対応できるよう、第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンの具体的な取組の実現に努めるとともに各分野における連携施策の協議を深め、第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンの策定に向けて取り組んでまいります。

以上、私の令和3年度の町政に臨む所信を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式やテレワークの推進など社会のあり方が大きく変化していく中で、これらの動向に対応していくとともに少子高齢化による人口減少や公共施設の老朽化など、引き続き粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えております。

多度津町の将来像「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」を目指し、多度津町の特色を活かしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、令和3年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開を10時50分にしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時50分

議長（村井 勉）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5議案第1号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

失礼します。

議案第1号、多度津町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

介護保険は介護保険法の規定により、3年ごとに事業計画を策定する中で、第1号被保険者の保険料の見直しを行なっております。

このことから、今回、第8期事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料の改定をしようとするものでございます。

それでは、新旧対象表によりご説明致します。

1ページをお願いします。

新旧対照表の（保険料額）の第2条第1項中において「平成30年度から平成32年度までの」を「令和3年度から令和5年度までの」に改め、第1号において「35,100円」を「36,600円」に改め、第2号及び第3号において「52,650円」を「54,900円」に改め、2ページをお願いします。

第4号において「63,180円」を「65,880円」に改め、第5号において「70,200円」を「73,200円」に改め、第6号において「84,240円」を「87,840円」に改め、第7号において「91,260円」を「95,160円」に改め、第8号において「105,300円」を「109,800円」に改め、第9号において「119,340円」を「124,440円」に改め、同条第2項中、多度津町介護保険規則のあとに（平成27年多度津町規則第8号）を追加するものでございます。なお、附則としまして、施行期日として、第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置として、第2条 改正後の多度津町介護保険条例第2条第1項の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。と規定するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第1号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 議案第 2 号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、冨木田君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

議案第2号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

放課後児童クラブ事業につきましては、各校区の児童館と平成29年度に多度津小学校の空き教室で多度津校区四ツ葉クラブ、平成30年度には四箇校区四ツ葉クラブと豊原校区四ツ葉クラブを新設し、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会に業務委託し、実施してまいりました。令和2年12月に児童の健全な育成を図るとともに施設の適正な管理運営を行うことを目的として、多度津町放課後児童クラブ条例を制定し、指定管理者を指定し管理を行わせることと致しました。現在、業務委託しております町社会福祉協議会は児童の安全管理に努めながら円滑な施設運営を行っており、また、支援員に対して計画的な研修等の職員育成を行っております。職員と保護者の信頼関係も構築されており、引き続き同協議会に管理を行わせることが適当と考えております。

つきましては地方自治法第244条の2第6項及び多度津町放課後児童クラブ条例第9条の規定により、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、同協議会を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7.議案第3号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第4号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第5号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第3号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第4号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第5号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、3議案を一括して提案説明を申し上げます。

現在、高齢者保険課で所管しております、いこいの家、及び四箇地区いきがい健康館の管理につきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、また、生活支援ハウスの管理につきましては、社会福祉法人多度津福祉会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。その結果、指定管理者制度により、各施設につきましては、管理運営の効率化が図られているとともに、施設管理面での権限の委譲及び責任の明確化などにより、小規模の修繕等への対応が迅速にできている等、一定の成果が上がっていると考えております。また、各施設の本来の設置目的に加え、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上に繋がるという観点からも、現在、管理を委託している団体に引き続き管理を行なわせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び各施設の設置条例の規定により、指定管理者として令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、引き続き社会福祉法人多度津町社会福祉協議会、及び社会福祉法人多度津福祉会を指定しようとするものであります。以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号から議案第5号までの3議案についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 6 号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 6 号、多度津町都市公園の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。堀江公園につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、施設の管理状況や施設の利用状況など指定の検証を行いました。

その内容においては、施設の管理経費及び施設の利用について、効率的な運営が行われており、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適切と考えております。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町都市公園条例第 17 条の規定により、指定管理者として令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 ヶ年を引き続き同財団に指定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 6 号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 7 号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第 8 号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第 9 号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第 10 号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第 11 号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第 12 号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

それでは、議案第 7 号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第 8 号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第 9 号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について、議案第 10 号、多度津町民会館の指定管理者の指定について、議案第 11 号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、議案第 12 号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定についての 6 議案について提案説明を申し上げます。

現在、教育課が所管しております公民館、明徳会図書館、資料館、町民会館、総合スポ

ーツセンター、温水プールの管理につきましては、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定の期間が本年度末で終了するため、各施設の管理の状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度の導入により、それぞれの施設におきまして、効率的な運営ができていたりことや実施事業の定期的な開催を始め、地域住民のニーズに即した運営ができていたりなど一定の成果が上がっていると考えております。また、各施設の本来の設置目的に加え、施設管理においても適切に迅速な対応が行われていることなど、利用者サービスの向上に繋がるという観点からも、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、これらの施設につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、引き続き公益財団法人多度津町文化体育振興事業団同財団を指定しようとするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 7 号から議案第 12 号までの 6 議案の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 13 号、令和 2 年度多度津町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原君。

総務課長（神原 宏一）

議案第 13 号、令和 2 年度多度津町一般会計補正予算（第 7 号）について提案説明を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 131 億 9,570 万円から歳入歳出それぞれ 3 億 8,880 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128 億 690 万円とするものでございます。

第 2 条は、繰越明許費で、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。「第 2 表 繰越明許費」に記載してありますように、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、地域の魅力磨き上げ事業、2,413 万円、地域内外のつながり強化・関係人口創出事業、1,300 万円、Web 会議環境整備事業、1,215 万 2 千円、効果的な緊急情報発信のための公式ホームページリニューアル事業、1,210 万円、新庁舎建設オフィス環境整備事業、220 万円、新庁舎入退室管理システム整備事業、2,347 万円、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、健康センター感染症対策事業（空調機器取替工事）、

858 万円、障害福祉システム改修事業、174 万円、款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、健康センター感染症対策事業（物品）、70 万円、出産育児給付金事業、450 万円、款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、地籍調査事業、6,294 万 8 千円、款 7. 商工費、項 1. 商工費、デジタル観光マップ作成事業、180 万円、多言語観光看板整備事業、800 万円、款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業、900 万 3 千円、項 3. 河川費、水環境処理施設タッチパネル修繕事業、1,045 万円、項 4. 港湾費、高見港浦地区船揚場整備事業、2,467 万 4 千円、項 6. 都市計画費、都市構造再編集中支援事業、1 億 4,701 万 8 千円、款 10. 教育費、項 2. 小学校費、多度津小学校舎及び附帯設備改修事業、2,021 万円、豊原小学校舎及び附帯設備改修事業、7,103 万円、四箇小学校舎及び附帯設備改修事業、7,653 万円、項 5. 社会教育費、成人式レンタル衣装キャンセル料助成金交付事業、800 万円につきまして、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。

第 3 条は、債務負担行為の変更、廃止で、地方自治法第 214 条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

8 ページをお開き下さい。「第 3 表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、新庁舎建設工事費（ホール棟（地域交流センター（仮称）））の上限額を、4 億 9,800 万円に変更するものでございます。

第 4 条は、地方債の補正でございます。9 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように社会福祉施設整備事業を 430 万円に、道路整備事業を 1 億 7,150 万円に、河川整備事業を 1 億 1,820 万円に、港湾整備事業を 1,230 万円に、公営住宅建設事業を 1,870 万円に、公園整備事業を 740 万円に、都市計画事業を 1 億 3,560 万円に、消防施設整備事業を 5,670 万円に、教育施設整備事業を 1 億 6,470 万円に、社会教育施設整備事業を 580 万円に、保健体育施設整備事業を 1,030 万円に、漁業施設整備事業を 950 万円に、総務事業を 6,980 万円に、庁舎整備事業を 2 億 1,460 万円にそれぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は、農林水産業費、教育費、公債費、減額補正の主なものは、総務費、民生費などでございます。

歳入における増額補正は、国庫支出金、減額補正の主なものは、寄附金、町債、地方消費税交付金などでございます。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

44 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 147 万 6 千円の減額補正により、1 億 1,035 万 2 千円に改めるもので、項 1. 議会費の減額でございます。46 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 3 億 4,625 万 8 千円の減額補正により、40 億 3,785 万円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 3 億 4,132 万 3 千円の減額で、内訳は目 1. 一般管理費、1,277 万 9 千円、48 ページをお開き下さい。目 2. 文書広報費、101 万 8 千円、目 4. 会計管理費、97 万 5 千円、目 5. 財産管理費、2,869 万 5 千円、目 6. 企画費、3,472 万 9 千円をそれぞれ減額し、50 ページをお開き下さい。目 9. 地方振興費、16 万

5千円を増額、目10.交通安全対策費、118万8千円、目11.町政モニター費、1万2千円をそれぞれ減額、目12.行政施策費、2,000万円を増額、目14.庁舎建設費、2億5,990万9千円、目15.特別定額給付金費、2,218万3千円をそれぞれ減額するものでございます。52ページをお開き下さい。項2.徴税費は51万1千円、項3.戸籍住民基本台帳費は442万4千円をそれぞれ減額するものでございます。54ページをお開き下さい。款3.民生費は7,514万8千円の減額補正により、31億1,887万6千円に改めるものでございます。項1.社会福祉費は1,862万8千円の減額で、内訳は目1.社会福祉総務費、200万3千円を減額、目2.国民年金費、54万8千円、目3.老人福祉費、109万1千円をそれぞれ増額し、56ページをお開き下さい。目4.総合福祉センター費、130万6千円、目6.社会福祉施設事業費、380万6千円、目7.障害者福祉費、1,315万2千円をそれぞれ減額するものでございます。58ページをお開き下さい。項2.児童福祉費は5,652万円の減額でございます。60ページをお開き下さい。款4.衛生費は659万7千円の減額補正により、7億7,432万円に改めるものでございます。項1.保健衛生費は537万2千円、62ページをお開き下さい。項2.清掃費は、122万5千円をそれぞれ減額するものでございます。64ページをお開き下さい。款5.労働諸費は2万2千円の減額補正により、1,930万4千円に改めるもので、項1.労働諸費の減額でございます。66ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は5,957万9千円の増額補正により、3億8,173万9千円に改めるものでございます。項1.農業費は6,127万9千円の増額で、内訳は目1.農業委員会費、28万5千円、目2.農業総務費、8万8千円、目3.農業振興費、118万2千円、目4.農地費、11万4千円をそれぞれ減額し、目5.地籍調査費、6,294万8千円を増額するものでございます。項3.水産業費は170万円の減額でございます。68ページをお開き下さい。款7.商工費は2,042万8千円の減額補正により、2億1,585万8千円に改めるもので、項1.商工費の減額でございます。70ページをお開き下さい。款8.土木費は4,300万8千円の減額補正により、13億9,350万円に改めるものでございます。項1.土木管理費は目1.土木総務費、1,726万3千円の減額、項2.道路橋梁費は目3.道路新設改良舗装費、2,543万4千円の増額でございます。72ページをお開き下さい。項5.住宅費は37万3千円、項6.都市計画費は5,080万6千円の減額でございます。76ページをお開き下さい。款9.消防費は3,908万3千円の減額補正により、4億2,482万円に改めるもので、項1.消防費の減額でございます。82ページをお開き下さい。款10.教育費は7,906万8千円の増額補正により、13億1,192万1千円に改めるものでございます。項1.教育総務費は813万4千円の減額、項2.小学校費は1億2,599万2千円の増額で、内訳は目1.学校管理費、177万8千円、目2.教育振興費、2,700万円をそれぞれ減額し、目3.学校建設費、1億5,477万円を増額するものでございます。項3.中学校費は1,151万円、84ページをお開き下さい。項4.幼稚園費は343万8千円、項5.社会教育費は725万8千円、86ページをお開き下さい。項6.保健体育費は1,658万4千円をそれぞれ減額するものでございます。88ペー

ジをお開き下さい。款 12. 公債費は 457 万 3 千円の増額補正により、9 億 8,835 万 7 千円に改めるもので、項 1. 公債費の増額でございます。内訳は目 1. 長期債償還元金、601 万 8 千円の増額、目 2. 利子 144 万 5 千円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

16 ページをお開き下さい。款 2. 地方譲与税は 300 万円の減額補正により、5,840 万 3 千円に改めるもので、項 1. 地方揮発油譲与税、100 万円、項 2. 自動車重量譲与税 300 万円の減額、項 4. 特別とん譲与税、100 万円の増額でございます。18 ページをお開き下さい。款 3. 環境性能割交付金は 200 万円の減額補正により、600 万円に改めるものでございます。20 ページをお開き下さい。款 4. 地方交付税は 2,500 万円の減額補正により、18 億 3,423 万 1 千円に改めるものでございます。22 ページをお開き下さい。款 5. 交通安全対策特別交付金は 100 万円の減額補正により、300 万円に改めるものでございます。24 ページをお開き下さい。款 6. 分担金及び負担金は 772 万円の減額補正により、4,621 万 5 千円に改めるもので、項 2. 負担金の減額でございます。26 ページをお開き下さい。款 7. 使用料及び手数料は 191 万 4 千円の減額補正により、1 億 5,098 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 使用料、221 万 4 千円、項 2. 手数料、30 万円をそれぞれ減額するものでございます。28 ページをお開き下さい。款 8. 国庫支出金は 1,773 万 4 千円の増額補正により、38 億 7,825 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 849 万 3 千円の増額で、内訳は目 1. 民生費国庫負担金、2,298 万 1 千円の減額、目 3. 農林水産業費国庫負担金、3,147 万 4 千円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 924 万 1 千円の増額で、内訳は目 1. 総務費国庫補助金、2,276 万 2 千円、目 3. 民生費国庫補助金、11 万 5 千円、目 4. 土木費国庫補助金、735 万 1 千円をそれぞれ減額し、目 6. 教育費国庫補助金、3,946 万 9 千円を増額するものでございます。30 ページをお開き下さい。款 9. 県支出金は 700 万 8 千円の減額補正により、7 億 2,624 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 399 万 1 千円の増額で、内訳は目 1. 民生費県負担金、1,174 万 6 千円の減額、目 3. 農林水産業費県負担金、1,573 万 7 千円の増額でございます。項 2. 県補助金は 1,099 万 9 千円の減額でございます。32 ページをお開き下さい。款 10. 財産収入は 4 万 5 千円の減額補正により、2,377 万 5 千円に改めるもので、項 1. 財産運用収入の減額でございます。34 ページをお開き下さい。款 11. 寄附金は 5,900 万円の減額補正により、3 億 241 万 9 千円に改めるものでございます。36 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金は 5,658 万 5 千円の減額補正により、5 億 8,595 万 5 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の減額でございます。38 ページをお開き下さい。款 14. 諸収入は 236 万 2 千円の減額補正により、2 億 3,474 万 4 千円に改めるもので、項 4. 雑入の減額でございます。40 ページをお開き下さい。款 15. 町債は 1 億 7,790 万円の減額補正により、13 億 2,035 万 7 千円に改めるものでございます。42 ページをお開き下さい。款 17. 地方消費税交付金は 6,300 万円の減額補正により、4 億 4,700 万円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 131 億 9,570 万円から 3 億 8,880 万円を減額し、128 億 690 万円に改めようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 11. 議案第 14 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 4 号）、議案第 15 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第14号及び議案第15号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第14号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第4号）についてでございます。

国1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額27億9,420万円に、歳入歳出それぞれ1億170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,590万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは基金積立金、減額の主なものは、保険給付費・国民健康保険事業費納付金・保健事業費及び諸支出金でございます。

一方、歳入における増額の主なものは国庫支出金及び繰越金、減額の主なものは、国民健康保険税・県支出金及び繰入金でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

国10ページをお願いします。款1. 総務費は4万5千円減額し、4,506万8千円とするもので、項1. 総務管理費は人件費の減額等により、37万円の減額、項2. 徴税費は中讃広域事務組合への負担金の増額により、32万5千円の増額でございます。款2. 保険給付費は231万9千円減額し、19億9,202万9千円とするもので、項2. 退職被保険者療養諸費は、退職被保険者の療養諸費の減少により、400万円減額、項6. 出産育児諸費は、出産件数の増加により、168万1千円の増額でございます。款3. 国民健康保険事業費納付金は5,210万円減額し、6億4,290万円とするもので、納付金額の確定による不用額の減額により、項1. 医療給付費分3,890万円減額の内訳としまして、目1. 一般被保険者医療給付費分3,800万円減額、目2. 退職被保険者等医療給付費分90万円の減額です。項2. 後期高齢者支援金等分620万円減額の内訳としまして、目1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分580万円減額、目2. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分40万円の減額です。項3. 介護納付金分700万円減額でございます。国12ページをお願いします。款6. 保健事業費は484万円減額し、2,615万円とするもので、項1. 特定健康診査等事業費、412万円減額、

項2. 保健事業費72万円の減額でございます。款7. 項1. 基金積立金は、被保険者数の減少による収不足に備えるため、1億6,540万4千円増額し、1億6,540万5千円とするものでございます。款9. 諸支出金は440万円減額し、2,433万4千円とするもので、項2. 操出金、目1. 直営診療所会計操出金の減額によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国8ページをお願いします。款1. 国民健康保険税は290万円減額し、4億1,835万5千円とするもので、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分として、項1. 一般被保険者国民健康保険税290万円減額するものでございます。款2. 国庫支出金、項2. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分の補助金として175万円増額し、175万1千円とするものでございます。款4. 県支出金は665万円減額し、20億4,132万5千円とするもので、項1. 県負担金は、歳出の保険給付費の減額にあわせて、県が負担する普通交付金400万円の減額と特別交付金265万円の減額でございます。款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金は112万5千円減額し、2億3,108万3千円とするもので、内訳としまして、目1. 一般会計繰入金520万円減額、目2. 職員給与費等繰入金4万5千円減額、目3. 出産育児一時金等繰入金112万円増額、目4. 財政安定化事業繰入金300万円増額でございます。款7. 項1. 繰越金は、前年度繰越金のうち、予算化していなかったものを予算化するもので、1億1,058万3千円増額し、1億9,551万7千円とするものでございます。款8. 諸収入は4万2千円増額し、786万6千円とするもので、雑入の増額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ1億170万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億9,590万円とするものでございます。

次に、議案第15号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてでございます。

直1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,650万円から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,450万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における減額の主なものは、総務費及び医業費でございます。一方、歳入における増額の主なものは繰越金、減額の主なものは、診療収入及び繰入金でございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

直10ページをお願いします。款1. 総務費、項1. 施設管理費は人件費及び備品購入費等の減額により132万5千円減額し、2,391万4千円とするものでございます。款2. 医業費、項1. 医療諸費は67万5千円減額し、1,048万5千円とするもので、超音波診断装置購入の額が確定したことにより、目1. 医療用機械器具費を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

直8ページをお願いします。款1. 診療収入、項1. 外来収入は222万2千円減額し、927万6千円とするもので、内訳として、目1. 国民健康保険診療収入20万円減額、目2. 社会保

除診療収入10万円減額、目4.一部負担金50万円減額、目5.その他の収入20万円減額、目6.後期高齢者医療診療報酬収入122万2千円減額でございます。款3.繰入金、項1.他会計繰入金は、総務費と医業費の減額に対する財源の不用額等として、440万円減額し2,035万円とするものでございます。款4.項1.繰越金は前年度繰越金のうち、予算化していなかった462万2千円を予算化し、462万3千円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ200万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,450万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第14号及び議案第15号の両議案を一括して提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12.議案第16号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第16号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをお開き下さい。第1条、既定の歳入歳出予算の総額10億8,870万円に、歳入歳出それぞれ1,070万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,800万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費及び下水道費の減額補正でございます。一方、歳入は、繰入金の減額補正、県支出金の増額補正でございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、款2.下水道費9,482万7千円を翌年度へ繰越すものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出といたしましては、款1.総務費を663万1千円減額補正し、2億2,719万8千円に改めるものでございます。

これは、項1.総務管理費の一般管理費の減額、項2.業務管理費の主に委託料及び工事請負費の減額によるものでございます。款2.下水道費は406万9千円減額補正し、2億520万9千円に改めるものでございます。

これは、項1.下水道費の主に委託料及び工事請負費の減額、中讃流域下水道建設費負担金及び補償費の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。款4.県支出金を120万円増額補正し、330万1千円に改める

もので、これは項1. 県補助金の増額によるものでございます。款5. 繰入金を1,190万円減額補正し、4億3,817万1千円に改めるもので、これは、項1. 他会計繰入金の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額10億8,870万円に1,070万円を減額し、10億7,800万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第16号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第17号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）、議案第18号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第17号及び議案第18号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第17号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてでございます。

介1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額25億1,510万円に、歳入歳出それぞれ1,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,620万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは保険給付費、減額の主なものは総務費・保健福祉事業費及び地域支援事業費でございます。

一方、歳入における増額の主なものは繰入金、減額の主なものは国庫支出金・支払基金交付金及び県支出金でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

介14ページをお願いします。款1. 総務費は482万5千円減額し、6,330万2千円とするもので、内訳としまして、項1. 総務管理費は人件費の減額等により、126万4千円の減額、項3. 介護認定審査会費は人件費の減額等により、346万3千円の減額、項7. 計画策定委員会費は不用額9万8千円の減額でございます。款2. 保険給付費は2,020万円増額し、22億3,882万円とするもので、項1. 介護サービス等諸費はサービス利用増加に伴い2,010万円増額、内訳としまして、目3. 地域密着型介護サービス給付費1,000万円増額、介16ページをお願いします。目5. 施設介護サービス給付費1,000万円増額、目9. 居宅介護サービス計画給付費10万円の増額です。介18ページをお願いします。項2. 介護予防サービス等

諸費、介20ページをお願いします。目7. 介護予防サービス計画給付費10万円増額でございます。介22ページ下段をお願いします。款4. 項1. 保健福祉事業費は不用額50万円減額し、400万円とするものでございます。介24ページをお願いします。款5. 地域支援事業費は383万5千円減額し、1億3,437万2千円とするもので、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費は新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス未実施となった費用等383万円減額、項2. 包括的支援事業・任意事業費は人件費の減額により5千円減額でございます。介26ページをお願いします。款8. 諸支出金は6万円増額し、5,372万円とするものでございます。項1. 償還金及び還付加算金は県への地域密着型サービス等整備事業費補助金の返還金により、6万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

介10ページをお願いします。款3. 国庫支出金は1,058万5千円減額し、5億3,309万円とするものでございます。項1. 国庫負担金は負担金確定により、813万7千円減額、項2. 国庫補助金は補助金確定により、244万8千円の減額で、内訳として目1. 調整交付金142万8千円減額、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）529万3千円減額、目4. その他補助金310万2千円増額、目6. 保険者機能強化推進交付金117万1千円増額でございます。款4. 項1. 支払基金交付金は交付金確定により、1,454万5千円減額の6億1,401万6千円とするもので、内訳として目1. 介護給付費交付金1,238万8千円減額、目2. 地域支援事業支援交付金215万7千円減額でございます。款5. 県支出金は522万円減額し、3億4,656万6千円とするもので、項1. 県費負担金は負担金確定により、494万5千円減額、項2. 県費補助金は補助金確定により、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）27万5千円減額でございます。款8. 繰入金は4,179万2千円増額し、4億5,150万4千円とするものでございます。項1. 一般会計繰入金は、国や県、支払基金交付金の決定により799万9千円増額で、内訳としまして、目1. 介護給付費繰入金252万7千円増額、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）47万3千円減額、目4. その他一般会計繰入金482万5千円減額、目5. 低所得者保険料軽減繰入金1,077万円増額です。項2. 基金繰入金は介護保険財政調整基金3,379万3千円の増額でございます。款10. 諸収入は34万2千円減額し、228万7千円とするもので、雑入の減額でございます。

介12ページをお願いします。以上により、歳入歳出それぞれ1,110万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億2,620万円とするものでございます。

次に、議案第18号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてでございます。

後1ページをお願いします。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3億8,150万円に、歳入歳出それぞれ790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,940万円とするものでございます。

この度の補正の内、歳出における増額の主なものは総務費及び後期高齢者医療広域連合

納付金でございます。一方、歳入における増額の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰越金でございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

後10ページをお願いします。款1. 総務費は70万1千円増額し555万9千円とするもので、項1. 総務管理費は中讃広域行政事務組合負担金70万1千円の増額でございます。款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、香川県後期高齢者医療広域連合の令和2年度保険料収入の増額補正等により、町の保険料負担分、事務費負担分719万9千円増額し、3億8,310万8千円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

後8ページをお願いします。款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、香川県後期高齢者医療広域連合の補正予算に合わせて612万円を増額し2億9,753万円とするもので、内訳として、目1. 特別徴収保険料522万8千円増額、目2. 普通徴収保険料89万2千円増額でございます。款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金の減額補正等に合わせ、2万1千円減額し8,933万7千円とするもので、内訳として、目1. 事務費繰入金62万9千円増額、目2. 保険基盤安定繰入金65万円減額でございます。款4. 諸収入は2万6千円増額し、73万7千円とするもので、項5. 雑入の増額でございます。款6. 項1. 繰越金は、前年度繰越金のうち、予算化していなかった177万5千円を予算化し、177万6千円とするものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ790万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,940万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第17号及び議案第18号の両議案を一括して提案説明させていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は午後1時、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14. 議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算を議題といたします。
新年度予算につきましては、冊子もございますので、見やすい方をご覧ください。

それでは、タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原君。

先ほどの件で総務課長より、修正がございますので。

総務課長（神原 宏一）

提案説明の前に午前中の議案第13号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第7号）の提案説明の中で、歳入の26ページでございますが、この中の「項1. 使用料221万4千円、項2. 手数料30万円をそれぞれ減額し」と私の方が申し上げましたが、正しくは、「項1. 使用料211万4千円を減額し、項2. 手数料30万円を増額する」ものでございますので、誠に申し訳ありませんでしたが、お詫びして訂正をお願いいたします。

それでは、議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

3ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、130億9,100万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

11ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為」に記載してありますように、多度津町土地開発公社の借入金等に対する債務保証、各施設の指定管理料、新庁舎移転に伴う引越等業務委託料、庁舎等機械警備業務委託料につきまして、それぞれの期間の債務負担行為として定めるものでございます。

再度、3ページをお開き下さい。第3条は、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還方法を定めるものでございます。

12ページをお開き下さい。「第3表 地方債」に、令和3年度に起こす地方債を記載しております。

再度、3ページをお開き下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の、借入の最高額を30億円と定めるものでございます。また、第5条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、「一般会計予算書」並びに予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。

369ページをお開き下さい。令和3年度の予算総額は130億9,100万円、前年度当初予算総額96億6,500万円に比べ、34億2,600万円の増額、率では35.4%の増で、新庁舎整備関係経費の大幅な増額により、予算総額はこれまでにない規模となっております。

370ページをお開き下さい。まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。1位は町債で、36億3,160万円、構成比は27.7%、前年度に比べ、158.8%の増。2位

は町税で、29億4,677万円、構成比は22.5%、前年度と同率。3位は地方交付税で、17億5,000万円、構成比は13.4%、前年度に比べ、0.6%の減。4位は国庫支出金で、14億1,943万8千円、構成比は10.8%、前年度に比べ、45.8%の増。5位は繰入金で、11億1,058万9千円、構成比は8.5%、前年度に比べ、108.7%の増。以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

20ページをお開き下さい。歳入予算につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。款1.町税は前年度より、137万5千円の増額、29億4,677万円の計上でございます。内訳は、項1.町民税11億6,845万円。

22ページをお開き下さい。項2.固定資産税14億7,587万円、項3.軽自動車税7,920万円、項4.たばこ税1億5,900万円、項8.都市計画税6,425万円でございます。

26ページをお開き下さい。款2.地方譲与税は前年度より、350万円の減額、5,790万3千円の計上でございます。内訳は項1.地方揮発油譲与税1,300万円、項2.自動車重量譲与税4,200万円、項4.特別とん譲与税100万円、項5.森林環境譲与税190万3千円でございます。

28ページをお開き下さい。款3.環境性能割交付金は前年度より300万円の減額、500万円の計上でございます。30ページをお開き下さい。款4.地方交付税は前年度より1,000万円の減額、17億5,000万円の計上でございます。32ページをお開き下さい。款5.交通安全対策特別交付金は前年度より100万円の減額、300万円の計上でございます。

34ページをお開き下さい。款6.分担金及び負担金は前年度より12万円の増額、5,245万5千円の計上でございます。内訳は項1.分担金405万円、項2.負担金4,840万5千円でございます。

36ページをお開き下さい。款7.使用料及び手数料は、前年度より867万7千円の減額、1億4,422万1千円の計上でございます。内訳は、項1.使用料7,002万6千円、項2.手数料7,419万5千円でございます。

40ページをお開き下さい。款8.国庫支出金は、前年度より4億4,588万8千円の増額、14億1,943万8千円の計上でございます。内訳は項1.国庫負担金8億4,734万8千円、項2.国庫補助金5億6,702万6千円。

42ページをお開き下さい。項3.国庫委託金506万4千円でございます。44ページをお開き下さい。款9.県支出金は、前年度より3,421万1千円の増額、7億2,976万6千円の計上でございます。内訳は、項1.県負担金4億4,461万6千円、項2.県補助金2億2,559万9千円、

48ページをお開き下さい。項3.県委託金5,955万1千円の計上でございます。50ページをお開き下さい。款10.財産収入は、前年度より2,243万6千円の増額、3,384万8千円の計上でございます。

内訳は、項1.財産運用収入1,084万7千円、項2.財産売払収入2,300万1千円でございます。52ページをお開き下さい。款11.寄附金は、前年度より1億円の増額、3億5,000万1千円の計上でございます。

54ページをお開き下さい。款12.繰入金は、前年度より5億7,834万7千円の増額、11億1,058万9千円の計上でございます。内訳は、項1.繰入金、存目の2千円、項2.基金繰入金11億1,058万7千円でございます。

56ページをお開き下さい。款13.繰越金は、存目、1千円の計上でございます。58ページをお開き下さい。款14.諸収入は、前年度より6,720万円の増額、3億140万8千円の計上でございます。内訳

は、項1. 延滞金加算金及び過料500万円、項2. 預金利子2万円、項3. 貸付金元利収入3,500万円、項4. 雑入2億6,138万8千円でございます。62ページをお開き下さい。款15. 町債は、前年度より22億2,860万円の増額、36億3,160万円の計上でございます。64ページをお開き下さい。款16. 利子割交付金は、前年度と同額、400万円の計上でございます。66ページをお開き下さい。款17. 地方消費税交付金は、前年度より3,000万円の減額、4億8,000万円の計上でございます。68ページをお開き下さい。款18. 地方特例交付金は、前年度と同額、1,800万円の計上でございます。70ページをお開き下さい。款19. 配当割交付金は、前年度より500万円の減額、1,000万円の計上でございます。72ページをお開き下さい。款20. 株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額、900万円の計上でございます。74ページをお開き下さい。款21. 法人事業税交付金は、前年度より900万円の増額、3,400万円の計上でございます。以上が、令和3年度歳入予算でございます。次に、歳出予算について説明を申し上げます。

376ページをお開き下さい。義務的経費の合計は、44億8,189万6千円、前年度に比べ、1億2,469万4千円の増、そのうち人件費は、17億7,939万3千円、前年度に比べ、6,181万1千円の増、扶助費は、16億8,745万3千円、前年度に比べ、3,161万7千円の増、公債費は、10億1,505万円、前年度に比べ、3,126万6千円の増でございます。次に、投資的経費は、44億1,234万2千円、前年度に比べ、28億6,710万4千円の増でございます。その他の経費の合計は、41億9,676万2千円、前年度に比べ、4億3,420万2千円の増、そのうち物件費は、17億1,037万5千円、前年度に比べ、2億5,300万3千円の増、補助費等は、14億444万3千円、前年度に比べ、1億8,245万2千円の増、繰出金は、9億3,430万3千円、前年度に比べ、3,732万8千円の増でございます。以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

76ページをお開き下さい。次に、歳出予算について、事項別明細書により、説明を申し上げます。款1. 議会費は、前年度より、42万5千円の減額、1億1,349万6千円の計上でございます。80ページをお開き下さい。款2. 総務費は、前年度より、25億4,558万6千円の増額、43億5,730万9千円の計上でございます。内訳は、項1. 総務管理費41億519万円、96ページをお開き下さい。項2. 徴税費1億5,996万4千円、100ページをお開き下さい。項3. 戸籍住民基本台帳費6,557万6千円、102ページをお開き下さい。項4. 選挙費1,688万7千円、項5. 統計調査費137万3千円、104ページをお開き下さい。項6. 監査委員費831万9千円でございます。106ページをお開き下さい。款3. 民生費は、前年度より、6,086万7千円の増額、30億4,272万8千円の計上でございます。内訳は、項1. 社会福祉費17億4,442万8千円、118ページをお開き下さい。項2. 児童福祉費12億9,680万円、122ページをお開き下さい。項3. 災害救助費150万円でございます。124ページをお開き下さい。款4. 衛生費は、前年度より8,253万9千円の増額、8億2,105万6千円の計上でございます。内訳は、項1. 保健衛生費3億6,983万円、132ページをお開き下さい。項2. 清掃費4億442万6千円、136ページをお開き下さい。項3. 上水道費4,680万円でございます。138ペ

ージをお開き下さい。款5. 労働費は、前年度より、1,393万3千円の減額、501万3千円の計上でございます。140ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は、前年度より、1,816万6千円の増額、3億1,841万2千円の計上でございます。内訳は、項1. 農業費2億3,119万5千円、148ページをお開き下さい。項2. 林業費1,052万9千円、項3. 水産業費7,668万8千円でございます。152ページをお開き下さい。款7. 商工費は、前年度より、825万8千円の減額、1億3,307万9千円の計上でございます。158ページをお開き下さい。款8. 土木費は、前年度より、5億973万7千円の増額、16億7,433万7千円の計上でございます。内訳は、項1. 土木管理費3億5,713万7千円、項2. 道路橋梁費2億2,011万7千円、160ページをお開き下さい。項3. 河川費1億3,736万7千円、162ページをお開き下さい。項4. 港湾費9,699万7千円、項5. 住宅費6,737万3千円、164ページをお開き下さい。項6. 都市計画費7億9,534万6千円でございます。170ページをお開き下さい。款9. 消防費は、前年度より、1億220万2千円の増額、5億4,415万6千円の計上でございます。180ページをお開き下さい。款10. 教育費は、前年度より、9,825万3千円の増額、10億3,636万1千円の計上でございます。内訳は、項1. 教育総務費2億2,907万円、182ページをお開き下さい。項2. 小学校費1億801万7千円、186ページをお開き下さい。項3. 中学校費5,916万3千円、188ページをお開き下さい。項4. 幼稚園費1億4,036万5千円、192ページをお開き下さい。項5. 社会教育費1億6,847万7千円、196ページをお開き下さい。項6. 保健体育費3億3,126万9千円でございます。202ページをお開き下さい。款11. 災害復旧費は、存目のみの計上でございます。204ページをお開き下さい。款12. 公債費は、前年度より、3,126万6千円の増額、10億1,505万円の計上でございます。206ページをお開き下さい。款14. 予備費は、前年度と同額の3,000万円の計上でございます。

以上によりまして、令和3年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ、130億9,100万円とするものがございます。

なお、その後のページには、資料といたしまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますけれども、これらの内、地方債現在高の見込に関する調書について、説明を申し上げます。

215ページをお開き下さい。最下段、一番下の合計欄でございます。前々年度末、令和元年度末の現在高が、123億1,967万5千円、前年度末、令和2年度末の現在高の見込額が、126億3,317万円でございます。当該年度、令和3年度中の増減見込みは、起債の見込額が、38億8,520万円、元金の償還見込額が、9億7,364万2千円で、これらを相殺しますと、令和3年度末の現在高は、29億1,155万8千円増加し、155億4,472万8千円となる見込みでございます。

以上、議案第19号、令和3年度多度津町一般会計予算についての提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 15. 議案第 20 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第 21 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 20 号及び議案第 21 号を一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第 20 号、令和 3 年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。予算書 223 ページをお願いいたします。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、27 億 2,450 万円とするものでございます。前年度に比べ 5,750 万円 2.2%の増額でございます。第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を 3 億円と定めるものでございます。第 3 条は、歳出予算の流用で地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。234 ページをお願いします。款 1. 国民健康保険税は、前年度より 1,111 万 1 千円減額の 4 億 1,014 万 4 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 一般被保険者国民健康保険税は 1,100 万円減額の 4 億 1,000 万円、項 2. 退職被保険者等国民健康保険税は 11 万 1 千円減額の 14 万 4 千円でございます。款 2. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金及び款 3. 項 1. 療養給付費等交付金は、それぞれ存目、1 千円の計上でございます。款 4. 県支出金は前年度より 5,254 万 7 千円増額の 19 億 7,737 万 8 千円の計上でございます。内訳としまして、項 1. 県負担金 19 億 7,737 万 7 千円、項 3. 財政安定化基金支出金、存目 1 千円でございます。款 5. 財産収入、項 1. 財産運用収入は存目 1 千円の計上でございます。236 ページをお願いします。款 6. 繰入金は、前年度より 1,606 万 5 千円増額の 3 億 2,915 万円の計上でございます。項 1. 他会計繰入金は前年度より 469 万 6 千円増額の 2 億 3,341 万円で、内訳としまして目 1. 一般会計繰入金 1 億 5,320 万円、目 2. 職員給与費等繰入金 5,241 万円、目 3. 出産育児一時金等繰入金 280 万円、目 4. 財政安定化事業繰入金 2,500 万円でございます。項 2. 基金繰入金は、前年度より 1,136 万 9 千円増額の 9,574 万円の計上でございます。款 7. 項 1. 繰越金は存目 1 千円の計上でございます。款 8. 諸収入は、前年度より 1 千円減額の 782 万 3 千円の計上で内訳としまして、項 1. 延滞金、加算金及び過料 500 万円、項 2. 保険税督促手数料 20 万円、項 3. 預金利子、存目 1 千円、項 5. 雑入 262 万 2 千円でございます。款 9. 町債、項 2. 財政安定化基金貸付金は、存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計27億2,450万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

238ページをお願いします。款1. 総務費は、前年度より406万7千円増額の5,269万6千円

の計上でございます。項1. 総務管理費は3,583万7千円で内訳としまして目1. 一般管理費3,227万8千円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金355万9千円でございます。項2. 徴税費1,605万4千円、240ページをお願いします。項3. 運営協議会費60万5千円、項4. 趣旨普及費20万円でございます。款2. 保険給付費は、前年度より5,050万円増額の19億2,350万8千円の計上でございます。項1. 一般被保険者療養諸費は16億6,800万2千円で、内訳としまして、目1. 一般被保険者療養給付費16億5,300万円、目3. 一般被保険者療養費1,500万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項2. 退職被保険者療養諸費は250万2千円で、内訳としまして、目1. 退職被保険者療養給付費200万円、目4. 退職被保険者療養費50万円、242ページをお願いします。目5. 退職被保険者移送費及び目8. 退職被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円でございます。項3. 審査支払手数料は600万円、項4. 一般被保険者高額療養費は2億4,050万円、項5. 退職被保険者等高額療養費は100万1千円、項6. 出産育児諸費は420万3千円、項7. 葬祭諸費は80万円、項10. 傷病手当金は50万円でございます。244ページをお願いします。款3. 国民健康保険事業費納付金は、前年度同額の6億9,500万円の計上でございます。内訳としまして、項1. 医療給付費分5億1,000万円、項2. 後期高齢者支援金等分1億4,000万円、項3. 介護納付金分4,500万円でございます。款4. 項1. 共同事業拠出金は前年度同額の1万円の計上でございます。款5. 項1. 財政安定化基金拠出金は存目1千円の計上でございます。款6. 保健事業費は前年度より303万3千円増額の3,137万9千円の計上でございます。内訳としまして項1. 特定健康診査等事業費2,457万2千円、246ページをお願いします。項2. 保健事業費680万7千円の計上でございます。款7. 項1. 基金積立金は存目1千円の計上でございます。款8. 公債費は前年度同額の2千円の計上でございます。内訳としまして項1. 公債費及び項3. 財政安定化基金償還金は、それぞれ存目1千円でございます。248ページをお願いします。款9. 諸支出金は、前年度より10万円減額の2,190万2千円の計上でございます。項1. 償還金及び還付加算金は、370万1千円で内訳としまして、目1. 一般被保険者保険税還付金300万円、目2. 退職被保険者保険税還付金70万円、目3. 償還金、存目1千円でございます。項2. 繰出金は1,820万1千円で、内訳としまして、目1. 直営診療所会計繰出金1,820万円、目2. 一般会計繰出金存目1千円でございます。款10. 項1. 前年度繰上充用金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳出合計27億2,450万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,450万円とするものでございます。

次に、議案第21号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてでございます。予算書257ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,910万円とするものでございます。前年度に比べ、80万円、2.7%の減額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。

266ページをお願いします。款1. 診療収入、項1. 外来収入は前年度より65万円減額の1,084万円8千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 国民健康保険診療収入120万円、目2. 社会保険診療収入40万円、目4. 一部負担金120万円、目5. その他の収入85万円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入719万8千円でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は前年度より5万円減額の5万円の計上でございます。款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金は、前年度より10万円減額の1,820万円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。款4. 項1. 繰越金、及び款5. 諸収入、項1. 預金利子はそれぞれ、存目1千円の計上でございます。以上により、歳入合計を2,910万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

268ページをお願いします。款1. 総務費、項1. 施設管理費は、前年度より80万円減額の2,283万9千円の計上でございます。款2. 医業費、270ページをお願いします。項1. 医療諸費は、前年度同額の616万円の計上でございます。内訳としまして、目1. 医療用機械器具費70万円、目2. 医薬材料費546万円でございます。款3. 項1. 公債費は、存目1千円の計上でございます。款4. 項1. 予備費は、前年度同額の10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,910万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,910万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第20号及び議案第21号の両議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16. 議案第22号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第22号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書の279ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億7,340万円にしようとするものでございます。これは前年度比9.1%、9,790万円の増額でございます。次に、第2条の地方債につきましては、282ページをお開き下さい。第2表、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、5億4,830万円を予定しております。279ページにお戻り下さい。第3条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規

定により一時借入金の高額を定めるものでございます。第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

288 ページをお開き下さい。まず、歳入予算でございます。款1. 分担金及び負担金につきましては、220 万円を計上しております。款2. 使用料及び手数料につきましては、2 億 5,080 万 2 千円を計上いたしております。款3. 国庫支出金につきましては、9,770 万円を款4. 県支出金につきましては、210 万 1 千円を計上しております。款5. 繰入金につきましては、前年度 2 億 5,717 万 3 千円より、1,511 万 6 千円増額の 2 億 7,228 万 9 千円を計上しております。款6. 繰越金につきましては、存目のみ 1 千円を計上しております。款7. 諸収入につきましては、7 千円を計上しております。款8. 町債につきましては、前年度 5 億 2,000 万円より 2,830 万円増額の 5 億 4,830 万円を計上しております。これによりまして、歳入予算の合計を 11 億 7,340 万円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。

290 ページをお開き下さい。款1. 総務費につきましては、前年度 2 億 2,246 万 4 千円より 71 万 8 千円減額の 2 億 2,174 万 6 千円を計上しております。その内訳としましては、項1. 総務管理費は、40 万 8 千円を計上するもので、主に日本下水道協会などの管理的経費でございます。項2. 業務管理費は、2 億 2,133 万 8 千円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。292 ページをお開き下さい。款2. 下水道費につきましては、前年度 2 億 725 万 2 千円より 1 億 469 万 3 千円増額の 3 億 1,194 万 5 千円を計上しております。これは主に下水道整備事業費でございます。款3. 公債費につきましては、前年度 6 億 4,578 万 4 千円より 607 万 5 千円減額の 6 億 3,970 万 9 千円を計上しております。その内訳といたしましては、長期債償還元金で 5 億 8,401 万 3 千円、利子で 5,569 万 6 千円をそれぞれ計上しております。以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ 11 億 7,340 万円とするものでございます。

なお、297 ページから 300 ページに給与費明細書、301 ページに地方債現在高の見込みに関する調書、302 ページから 303 ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支払額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をお示ししております。

誠に簡単な説明ではございますが、議案第22号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道予算についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17. 議案第 23 号、令和 3 年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第 24 号、令和 3 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第23号及び議案第24号を一括して提案説明申し上げます。

まず、議案第23号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてでございます。

予算書307ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,400万円とするものでございます。前年度に比べ1億5,690万円、6.6%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明申し上げます。

318ページをお願いします。款1. 項1. 介護保険料は、前年度より200万1千円増額の、5億38万6千円の計上でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度と同額の4万1千円の計上でございます。款3. 国庫支出金は、前年度より4,371万4千円増額の5億7,273万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 国庫負担金4億807万9千円、項2. 国庫補助金1億6,465万3千円で、内訳として、目1. 調整交付金1億1,757万2千円、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,445万8千円、目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,631万1千円、目4. その他補助金、存目1千円、目6. 保険者機能強化推進交付金336万7千円、目7. 介護保険保険者努力支援交付金294万4千円でございます。款4. 項1. 支払基金交付金は、前年度より4,598万7千円増額の6億5,151万8千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 介護給付費交付金6億2,510万3千円、目2. 地域支援事業支援交付金2,641万5千円でございます。款5. 県支出金は、前年度より2,247万5千円増額の3億6,474万6千円の計上でございます。

内訳としまして、項1. 県費負担金3億4,436万1千円、320ページをお願いします。項2. 県費補助金2,038万5千円で、内訳としまして、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,222万9千円、目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）815万6千円でございます。款6. 財産収入、項1. 財産運用収入は、前年度同額の3万1千円の計上で、内訳としまして、目1. 財産貸付収入、存目1千円、目2. 利子及び配当金3万円でございます。款7. 項1. 寄附金は、前年度と同額の存目1千円の計上でございます。款8. 繰入金は、前年度より4,283万6千円増額の4億3,202万8千円の計上でございます。項1. 一般会計繰入金3億3,972万円の内訳としまして、目1. 介護給付費繰入金2億2,940万円、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,223万2千

円、目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）815万8千円、目4. その他一般会計繰入金6,255万9千円、目5. 低所得者保険料軽減繰入金2,737万1千円です。項2. 基金繰入金9,230万8千円でございます。款9. 項1. 繰越金は、存目1千円の計上でございます。款10. 諸収入は、前年度より11万3千円減額の251万6千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料3千円、322ページをお願いします。項2. 預金利子、存目1千円、項3. 雑入251万2千円でございます。

以上により、歳入合計を25億2,400万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

324ページをお願いします。款1. 総務費は、前年度より1,434万5千円減額の6,256万8千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費3,411万6千円、項2. 徴収費576万3千円、項3. 介護認定審査会費2,193万円、326ページをお願いします。内訳としまして、目1. 介護認定審査会費683万8千円、目2. 認定調査費1,509万2千円、項4. 趣旨普及費71万円、項6. 地域密着型サービス運営委員会費4万9千円でございます。款2. 保険給付費は、前年度より1億6,877万5千円増額の23億1,519万5千円の計上でございます。項1. 介護サービス等諸費21億2,638万2千円、内訳としまして、目1. 居宅介護サービス給付費7億3,026万8千円、328ページをお願いします。目2. 特例居宅介護サービス給付費、存目1千円、目3. 地域密着型介護サービス給付費3億9,943万6千円、目4. 特例地域密着型介護サービス給付費、存目1千円、目5. 施設介護サービス給付費9億1,521万5千円、目6. 特例施設介護サービス給付費、存目1千円、目7. 居宅介護福祉用具購入費194万4千円、330ページをお願いします。目8. 居宅介護住宅改修費420万円、目9. 居宅介護サービス計画給付費7,531万5千円、目10. 特例居宅介護サービス計画給付費、存目1千円です。項2. 介護予防サービス等諸費6,250万2千円で、内訳として、目1. 介護予防サービス給付費4,516万2千円、目2. 特例介護予防サービス給付費、存目1千円、332ページをお願いします。目3. 地域密着型介護予防サービス給付費200万円、目4. 特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目1千円、目5. 介護予防福祉用具購入費93万7千円、目6. 介護予防住宅改修費404万4千円、目7. 介護予防サービス計画給付費1,035万6千円、334ページをお願いします。目8. 特例介護予防サービス計画給付費、存目1千円です。項3. その他諸費235万2千円、項4. 高額介護サービス等費4,924万4千円、336ページをお願いします。項5. 高額医療合算介護サービス等費705万円、項6. 市町村特別給付費、存目1千円、項7. 特定入所者介護サービス等費6,766万4千円でございます。338ページをお願いします。款3. 項1. 財政安定化基金拠出金は、前年度と同額の存目1千円の計上でございます。款4. 項1. 保健福祉事業費は、前年度より50万円減額の400万円の計上でございます。款5. 地域支援事業費は、前年度より297万円増額の1億4,019万7千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費9,743万1千円で、内訳として目3. 介護予防・生活支援サービス事業費6,560万円、340ページをお願いします。目5. 介護予防ケアマネジメント事業費500万円、目6. 一般介護予防事業費2,683万1千円です。

項2. 包括的支援事業・任意事業費4,236万6千円、342ページ中段をお願いします。項3. その他諸費40万円でございます。款6. 項1. 基金積立金は、前年度同額の3万円の計上でございます。款7. 項1. 公債費は、前年度同額の3千円の計上でございます。344ページをお願いします。款8. 諸支出金は、前年度同額の150万6千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 償還金及び還付加算金150万4千円、項2. 延滞金、及び項3. 繰出金は、それぞれ存目1千円でございます。款9. 項1. 予備費は、前年度同額50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計25億2,400万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,400万円とするものでございます。

次に、議案第24号、令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について提案説明を申し上げます。

予算書353ページをお願いします。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,240万円とするものでございます。前年度に比べ、90万円、0.2%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。

362ページをお願いします。款1. 項1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より125万円増額の2億9,266万円の計上でございます。内訳としまして、目1. 特別徴収保険料1億9,860万円、目2. 普通徴収保険料9,406万円でございます。款2. 使用料及び手数料、項1. 手数料は、前年度同額2万円の計上でございます。款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金は、前年度より47万4千円減額の8,888万4千円の計上でございます。内訳としまして、目1. 事務費繰入金1,803万8千円、目2. 保険基盤安定繰入金7,084万6千円でございます。款4. 諸収入は、前年度より12万4千円増額の83万5千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料2千円、項2. 償還金及び還付加算金70万円、項3. 預金利子、存目1千円、項5. 雑入13万2千円でございます。款6. 項1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を3億8,240万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。364ページをお願いします。款1. 総務費は、前年度より149万円減額の336万8千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費250万1千円、項2. 徴収費86万7千円でございます。款2. 項1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より232万7千円増額の3億7,823万6千円の計上でございます。款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金は、前年度同額の70万円の計上でございます。款4. 項1. 予備費は、前年度より6万3千円増額の9万6千円の計上でございます。

以上により、歳出合計3億8,240万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,240万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第23号及び議案第24号の両議案を一括して提案

説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 25 号、工事請負変更契約の締結について、議案第 26 号、多度津町道の路線変更についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第25号、議案第26号を一括して提案説明を申し上げます。

はじめに議案第25号、工事請負変更契約の締結について提案説明をさせていただきます。

本件は令和2年9月28日、枝園建設株式会社 代表取締役 枝園裕子と1億120万円で契約し、発注いたしました「令和2年度 堀江第3雨水幹線函渠築造工事」について変更契約を行うものでございます。

それでは変更内容について、ご説明いたします。

当初、本事業の全体計画に際し地下埋設物の調査を行っており、調査データを基に実施設計をしておりましたが、当該工事の施工にあたり地下埋設物の確認のため試験掘りを実施したところ、地下埋設物であるNTTケーブルの埋設位置が工事施工の支障となることが判明いたしました。支障となるNTTケーブルの移設については、NTTと協議を行ったところ移設の実施時期が本年6月頃となるため、本工事の施工については、函渠工の延長66.5mの施工を中止し、ボックスカルバートの製作までといたしました。

このことから、当初契約金額1億120万円で契約変更金額3,044万8千円を減額しようとするものであります。参考までに請負比率は、95.54%でございます。

また、参考資料として2ページに工事請負変更契約書、3ページには位置図を添付しております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第26号、多度津町道の路線変更について提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今回、路線変更をお願いする路線は2路線でございます。

はじめに栄町三丁目地区の町道425号線につきましては、幸見通り跨線橋のエレベーターの整備に伴う起点位置等の変更により、延長を194.5m、幅員を2.0m～7.0mに路線変更を行うものであります。資料として2ページに位置図、3ページには路線変更箇所図でございます。

続きまして、町道432号線につきましては、県が整備を進めております県道多度津丸亀線の共用部分におけるダブルウェイ区間を町道に移管するものであります。

路線変更の内容につきましては、終点を多度津町大字庄字住吉996番地1地先までの延長2,463mとするもので、県道善通寺多度津線交差点部分から町道25号線までの区間を町道認定するものです。資料として2ページに位置図、4ページに路線変更箇所図でございます。

以上のものを、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

以上、簡単ではありますが、議案第25号及び議案第26号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19. 議案第27号、字の区域の変更についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、谷口君。

産業課長（谷口 賢司）

議案第27号、字の区域の変更について提案説明をさせていただきます。

国土調査法に基づく地籍調査は、本町では平成22年度より、現地立会を開始しております。

令和2年10月9日の山階地区、令和元年11月19日及び11月28日の三井地区で実施した現地立会を受けて、その土地の字区域の変更について協議、検討が行われた結果、それぞれの字区域を別図1・2のとおりに変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第20. 議案第28号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第28号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります中津 榮一氏は、令和3年3月22日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により

まして、議会の同意を求めるものでございます。

中津氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、人格・識見ともに優れ、税務行政に精通しておりますことから、固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は令和3年3月23日から令和6年3月22日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第21. 議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります 新原 正雄 氏は、令和 3 年 3 月 22 日をもって任期満了となります。

つきましては、その後任として 松下 義夫 氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

松下氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、元町職員として長年税務行政に携わり、固定資産の評価についての見識を有し、人格高潔で固定資産評価審査委員会委員として最適任であると考えております。

なお、任期は令和 3 年 3 月 23 日から令和 6 年 3 月 22 日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号についてを採決いたします。

本案は、原案どおりに同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（村井 勉）

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重に審議を期するため、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号及び議案第 25 号から第 27 号までの 4 議案を建設産業民生常任委員会に、議案第 2 号から第 12 号までの各指定管理者の指定について 11 議案を総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に、議案第 13 号から第 24 号までの 12 議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、4 議案を会期中の建設産業民生常任委員会に、11 議案を総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会に、12 議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

長時間、有難うございました。

散 会 午後 2 時 19 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 3 月 4 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記